

令和九年度産あへの収納価格を定める件

○厚生労働省告示第三百五十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、令和九年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万六千九百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎